

第2回 第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 議事録

日時：2019年（令和元年）6月24日（月）

午後1時30分～午後3時10分

場所：市役所本庁舎3階 3-3会議室

出席者

策定委員会委員長	藤井 佳世	（横浜国立大学教育学部 准教授）
策定委員会副委員長	渡邊 美子	（学校・家庭・地域連携推進会議会長）
	渡邊 泰典	（多摩大学グローバルスタディーズ学部 教授）
	伴 瑞穂	（藤沢の子どもたちのためにつながる会）
	稲川 由佳	（社会教育委員会議）
	森 伸一	（藤沢市立滝の沢小学校 校長）
	小池 規子	（藤沢市立村岡中学校 校長）
	岡田 耕一	（藤沢市立鵜洋小学校 総括教諭）
	伊澤 裕実	（藤沢市立藤ヶ岡中学校 総括教諭）

教育委員会（特別傍聴） 中林 奈美子 （教育委員会委員）

事務局	佐藤 繁	（教育部参事兼教育総務課長）
	須藤 和久	（教育総務課主幹）
	井出 祥子	（教育総務課主幹（兼生涯学習総務課主幹））
	繁里 洋子	（教育総務課指導主事）
	田中 富子	（教育総務課主査）

事務局 本日は大変お忙しい中、第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本来でしたら、教育長、教育次長、教育部長が出席の予定となっておりますが、6月の議会本会議中で日程が合わず、欠席となっております。ご了承ください。

この藤沢市教育振興基本計画策定委員会は、設置要綱第6条3項の規定により、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないとされております。本日は委員10名のうち出席9名で、過半数の出席をいただ

いておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。
それでは、ここからは、藤井委員長に進行をお願い致します。

藤井委員長　この策定委員会ですが、「藤沢市情報公開条例第30条」の規定により、審議会は公開が原則となっております。

従いまして、この策定委員会につきましては、原則として会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合がありますら、その都度、皆様にお諮りして決めて参りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

藤井委員長　それでは、そのような取扱いとさせていただきます。

次に、「藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱第6条1項」の規定により、会議資料につきましては、原則として、傍聴者の閲覧に供するとされております。傍聴者に対して会議資料を配布することに、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

藤井委員長　ご異議がありませんので、そのような取扱いとさせていただきます。

また、会議録につきましては事務局で作成し、公開して参りたいと思っております。よろしく願いいたします。

なお、傍聴者数に関しましては、「第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 傍聴規定第3条」におきまして、「会議室の広さに応じ会議の運営に支障を生じない範囲で、会議の都度、委員長が決める」とありますので、本日の会議では10名にさせていただきたいと思っております。

また、教育委員の方々が特別傍聴という形で傍聴いたしますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

藤井委員長　事務局、傍聴者の方はいらっしゃいますか。

事務局　傍聴者はいません。

藤井委員長　ただいまから第2回、第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会を開会いたします。お手元の次第に沿って議事を進めて参ります。

それでは、まず、「基本方針及び施策の柱について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局・繁里　（1）基本方針及び施策の柱についての説明をいたします。

資料1は、前回の策定委員会でいただいた主なご意見を内容ごとにまとめた資料です。カッコ内は議事録のページとなっております。特に多かったご意見は、「3. 学びのセーフティネット・子どもの貧困について」でし

た。様々な困りごとを抱えた子どもたちや外国につながる児童生徒への支援、制度のはざまにある児童生徒や家庭への支援、高等教育へのアクセスなど、家庭環境に左右されずに様々なことに挑戦できるような環境整備などに対して意見をいただきました。

資料2は、前回の主なご意見を整理した資料です。＜第3期計画策定時における主な課題＞を次のように整理いたしました。

- ・多様化・多様性への対応
- ・子どもたちの自己肯定感を育む家庭教育・学校教育
- ・新学習指導要領全面実施に向けた取組
- ・教員の人材育成
- ・様々なニーズに対応する支援教育の充実
- ・学校施設の老朽化とニーズに対応した教育環境の整備
- ・教職員の多忙化（働き方改革）
- ・子どもたちの誰もが学びにむかえるセーフティネットの構築
- ・人生100年時代を見据えた生涯学習の場づくり
- ・保護者や子どもたちが安心して生活できる地域づくり、という内容になっております。

＜社会情勢の変化＞については、次のものを記載いたしました。急速な技術革新・グローバル化の進展・子どもの貧困問題・地域・家庭の状況変化・子ども・若者の生活体験の不足・ICT依存への対応・学習指導要領の改訂・教師の負担・学び直し（リカレント教育）・SDGs等となっております。

これを受けて、第3期の方向性を記載しています。

これらのことから、第3期計画の策定にあたり、基本理念及び目標は継承し、資料のように＜課題＞及び＜社会情勢の変化＞を整理することにより、基本方針や施策の柱は新たな課題に対応するために見直す方向にしました。

これらを受けて、基本方針及び施策の柱を事務局として、整理したのが資料3、4となっております。

資料3について、第2期計画と比較しながら説明します。第2期計画の基本方針と施策の柱をどのように整理したかを矢印で示しました。第2期計画には8本あった柱を5本に整理しました。

基本方針1については第2期計画と同じ基本方針としております。

施策の柱については、第2期計画の施策の柱②・③は教員の資質向上・授業力の向上の観点で⑤に集約いたしました。

第2期計画の④は、豊かな心、健やかな体の育成がより見えるように心

(②) と体 (③) を分けました。

第 2 期計画の⑥は子ども・若者が自立して社会とつながっていく観点から基本方針 5 に移しました。

基本方針 2 について。家庭や地域での教育や、学校・家庭・地域の連携・協働によって、子どもたちの健やかな成長を支援する方針としました。

第 2 期計画の②幼児教育の推進と④教育機会の均等保障については、家庭の経済的負担軽減の観点から基本方針 5 に移しております。

基本方針 3 について。第 2 期計画の基本方針 3 の教育環境整備と、基本方針 8 の施策の柱①防災・防犯教育と②教育環境の整備を取り込み、さらに教職員の働き方改革を加えて、ハード・ソフトを合わせて、よりよい学校づくりをめざす基本方針としました。

基本方針 4 について。人生 100 年時代を見据えた生涯学習社会をめざす観点から、第 2 期計画の基本方針 4、5、6 を取りまとめて基本方針 4 としました。

基本方針 5 について。学びのセーフティネット、子どもの貧困、持続可能な社会 (SDG s の考え方) を目指して知識やスキルを身につけて、貧困に陥らないように社会に送り出して生きていけるようにする、といった観点から、基本方針 5 を立てました。

施策の柱①は、第 2 期計画の基本方針 2 の②・③を組み入れ、家庭の教育費負担の軽減という経済的支援でまとめました。

施策の柱②は、子どもや若者が、自分の生き方や働くことについて考え、社会の一員として自立していく、自立支援という内容となっています。

次に、資料 4 について説明させていただきます。

第 3 期計画のみを記載した基本方針及び柱の検討資料となっております。

各基本方針の下段のカッコ書きについては、基本方針を作る際にイメージとして目安としたものですので、参考までに記載いたしました。以上のように、基本方針を整理しましたので、ご協議いただきますよう、お願い致します。

藤井委員長

ありがとうございました。今の説明に対し、ご質問はありませんか。
(質疑なし)

藤井委員長

それでは、5 つの基本方針について、一つひとつ見ていき、最後に全体について確認したいと思います。

資料 2 にあるように、第 3 期計画策定時における課題と社会情勢の変化を踏まえた方向性を事務局がまとめました。

これを受けて、基本方針と施策の柱の案を作成したとのことですが、それらを踏まえた各基本方針になっているか、また、基本方針を実現す

るために位置付けられている施策の柱はどうかを協議したいと思います。

それでは、基本方針1「共に学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します」から見ていきたいと思います。

施策の柱は5つで、①確かな学力の向上②豊かな心を育む教育の推進③健やかな体を育む教育の推進④一人ひとりのニーズに対する教育の推進⑤熱意と指導力のある教員の育成、となっています。

いかがでしょうか。

伊澤委員

ここに記載されている内容はそのままだと感じる事が多く、特に申し上げる事はないと思います。しかし、⑤の熱意と指導力のある教員の育成とありますが、藤沢市だけでなく全国的に見て、教員育成学部に入ろうとする指導者の減少という現実もありますし、採用試験を受ける人材も減少傾向にあります。他県では採用試験の倍率が2倍を割っていると耳にしました。神奈川県ではまだそこまでの割り込みはしていませんが、将来的には同じような可能性があると思います。根本的な何かを変えていかないと、解決するどころか優秀な人材が他業種へ流れてしまうのではと危惧しています。もちろん、指導力のある教員の育成も重要ではあると思いますが、藤沢市として、教員を目指したくなるような方針を決めて提示してほしいと思います。若い人材に、教員という職業に魅力を感じて欲しい。具体的にははっきりとした案は見えませんが、今後考えていく必要があると思います。

藤井委員長

ありがとうございました。指導力の向上だけではなく、教師としての入り口である部分での魅力ある教師像の提示が必要であり、これを含めた全体として教員の育成を考えてほしいという意見だったと思います。これに関連して、もしくは別の観点からほかにご意見はありますか。

では、この部分に関して、本日、欠席している志水委員からご意見をいただいているのでご紹介いたします。

「藤沢の教育では『一人ひとりのニーズに応じた支援教育』という考え方は重要な部分を占めていると思うので、これまで以上に支援の充実に努めてもらいたい。」とのことでした。

ほか、よろしいでしょうか。

藤井委員長

それでは、次に、基本方針2「家庭・地域教育力の支援・充実と、学校・家庭・地域等の連携・協働を進めます」。施策の柱は3つで、①家庭における教育力の向上、②地域における教育力の向上、③学校・家庭・地域等の連携・協働の推進、となっています。いかがでしょうか。

稲川委員

基本方針2の内容では、それぞれ生涯学習の中から、個人が学んで伝

えていくという内容だと思いました。地域のボランティアと関わり合いながらとある部分について、地域のボランティアを育成するための教育が必要になると思います。私は外国籍の人たちに日本語を教えるボランティアをNPOとして関わっておりますが、そこでも、教える側も学んでいます。教える側も学ぶことによって、学びえたものを持ち帰り、またそれを教室の先生に教え伝えることが出来るので、良い循環になっています。小中学校に通う外国籍の子どもたちは日本語の習得に戸惑っているのが現状としてあります。学校教育の範囲内では限られているので、どこかに学ぶ場を求めています。藤沢市でも手助けができる場を提供できるように考えなくてはならないと思います。

藤井委員長
伴委員

ありがとうございます。ほかにはありませんか。

「2 家庭・地域協力の支援・充実と、学校・家庭・地域等の連携・協働を進めます」とありますが、文言として言葉の重複を感じます。この中には、「子どもたちが健やかに成長を支えるための家庭・地域等で連携をする」という言葉がキーワードになっていると思います。趣旨の中にも書いてはありますが、家庭・地域とみんなで子どもたちの為に何が出来るかを日々考えながら連携しているので、「子どもたちの健やかに成長を支えるために、学校・家庭・地域等の連携・協働を進めます」という分かり易い言葉に変えてもいいのではないかと思います。分かり易い言葉を用いて、同じ方向を向いているほうが活動もしやすく、焦点を定め、前面に押し出して明確にすると良いと思いました。

藤井委員長

ありがとうございました。家庭・地域・学校ではさまざまな連携の中で子どもたちが健やかに成長することを支えるために日々、普段から取り組まれているからこそわかる視点の意見内容だったと思います。また、先ほどの施策の中にある教育力の向上という実績を達するには、ボランティアスタッフを育成することも必要なのでは、という意見だと思います。

渡邊委員

資料3を確認しますと、第2期計画の基本方針7に含まれています、多文化と共生という言葉が、第3期計画では抜け落ちていると思います。資料の中には藤沢市に移住している多国籍、多民族の人々が増えているという実態もあります。そこを考慮すると、多文化、共生というキーワードはこれからもっと必要になってくると思います。どこかにキーワードや施策の柱の中にも言葉として入れたほうが良いと感じました。いろいろな人がいる中で、具体的な言葉として表し、誰が見ても分かるように提示すると良いのではと思いました。

藤井委員長

ありがとうございました。ほかにはございますか。

森委員 質問です。2の②家庭における教育力の向上という部分を読んでいて、主語が理解できませんでした。家庭における教育力の向上を図るのは、家庭なのか、行政なのか、地域なのか、学校なのか、と疑問を感じました。家庭での教育力向上であるならば、家庭に任せて行政は介入しないのか、どこが責任を持つのか。それとも、家庭・地域・学校と全員で行うものなのか、と言葉の内容に疑問を感じました。それに伴い、前段の「すべての家庭が安心して子育てができるとともに子どもの健やかな成長を支える家庭教育の向上」とありますが、これは、家庭を取り巻く地域が子育てを安心してできる社会になるように行政が支えると良いのではと思いました。どこが主体となって事業を行っていくのかが分かりにくかったので、言葉を少し変え、分かり易い表現に変えるべきではないかと思いました。

事務局 家庭・地域・行政・学校と四者が連携して行うことになっておりまして、誰が、どこが、という事ではなく連携して行うのだということです。

藤井委員長 森委員の伝えたいことは、家庭教育について、どうやって学校・地域・行政がかかわるのか、という事が、今の言葉ではわかりにくいという内容ではないかと思いました。家庭教育へのアプローチを行政として、どう進めるべきか、もっと明確に提示すべきなのではないか、という事だと思えます。

事務局 基本的に行政計画である、という視点が言葉の中で抜けていたと思います。失礼いたしました。

藤井委員長 ありがとうございます。

では次に移ります。基本方針3「安全・安心で、信頼される学校づくりを進めます」。施策の柱は3つで、①命を守る教育の推進、②安全・安心で快適な学校施設等の整備、③学びを支え質の高い教育環境の整備となっています。いかがでしょうか。

森委員 ③について、前回は小池委員からお話がありましたが、学校整備の関係で校舎の老朽化、経年劣化の対応に日々頭を悩ませています。できればもう少し明確にするために、子どもたち一人ひとりの状況に応じた、の部分に「校舎の老朽化への対応など」と具体的に提示して、教育に携わる人みんながわかりやすく、問題をみんなで共有化するための言葉を入れると良いのではないのでしょうか。

藤井委員長 ありがとうございます。ほかにはございますか。

岡田委員 基本方針3の「安心安全で、信頼される学校づくりを進めます。」とありますが、もし、現在、学校がそういった場でないとすれば、その原因は学校にあると思えます。そして、その原因の1つに教員の多忙化が考

えられると思います。教員の多忙になる原因としては、教える内容が多い、という事がありますが、そうなる国の方針そのものに問題があるとなってしまいます。そのほかの原因として、教員の数が足りない、教員が多忙で、教員を目指す人がいない、などという事もあるでしょう。「教育に関する」部分での「教育」という事では、学校にいる限りすべてが子どもの成長につながる、それら全ての教育を教員が持つという意識で今までやってきたという経緯が多忙化に繋がったのだと思います。それが、今日では、地域、家庭と協力し、共有し合いながらそれぞれの視点のもとで3の③の趣旨があると、更に教員の仕事の幅を広げてしまう気がします。2017年に文科省の方からも教員が担うべき業務、基本的には担うが、軽減すべき業務、あるいは学校が行わなくてよい業務に分かれて提示されています。そう考えると基本方針3の趣旨にあるように、「教員が授業に集中できる教育体制」の構築のような、教育に関する業務ではなくて、単純に「業務」というふうに修正できるならばの方が良いのではないかと思います。

藤井委員長

校舎の老朽化については、小池委員も前回にお話をしてくださいましたが、何か付け加えることがあったらお願いいたします。

小池委員

あらゆるところで、子どもたちが安心安全で良い快適な教育環境を、と、大きな目標ですが、提示しているのはありがたいと思います。森委員から話が合ったように、具体的な言葉を入れると、分かり易くて良いのではないかと思います。

藤井委員長

ありがとうございました。それでは次へ進みます。

基本方針4「人生100年時代を見据えた生涯学習社会を目指します」。施策の柱は5つで、① 人生100年時代を見据えた、生涯学習の充実、② 多様な学びを支援する図書館活動の推進、③ 健康で豊かなスポーツライフの推進、④ 藤沢の文化財や歴史資料の保存・整備と活用、⑤ 文化芸術活動の支援、となっています。

いかがでしょうか。

稲川委員

生涯学習という観点で基本方針4を掲げていただいています。社会教育会議では「生涯学習ふじさわプラン」を掲げています。プランを立てるに当たり、「生涯学習を藤沢の文化にしよう」をスローガンにしています。そして、市民がいつでも、どこでも学べる環境をつくろう、と活動を進めているところです。例えば、子育て中でも公民館で講座があった時に子どもを預けられる保育環境を整えられれば、学びの場を得られるということです。人生100年時代と言われる中で生涯学習の充実として活動に結び付けることを目標としています。そのためには行政のバック

アップも必要ですので、生涯学習における環境づくりをお願いいたします。

また、文化芸術や青少年の学びも藤沢ではみらい創造財団や関連協会などもあるので、市だけではなく、ボランティア団体とも連携して結びつけ施策を推進していただけたら良いと思います。

藤井委員長
渡邊委員

ありがとうございます。ほかにはありますか。

大学でも、学生が利用しやすい図書館運営に加え、地域の人にも、どのようにしたら、役立つ情報を提供できる図書館にするかと考えております。大学の図書館は講義で役に立つ資料を取り揃えておりますので、地域の図書館とは少し内容の違うものが多いです。この相違点を利用し合い、地域の住民の学びに役立てたら良いと思っていますので、大学の図書館なども巻き込んだ施策をできるように記載するのも良いのではないかと思います。

もう一点、図書館は本棚があって、本が並んでいればよい、という事ではなく、図書館のスタッフもできる限り充実させられれば、将来的、長い目で見たときに多様な学びを支援することにつながると思います。

藤井委員長

ありがとうございました。

図書館活動とした時に、地域だけではなく、大学にも図書館は存在するので、連携した展開を行うとよいのでは、という意見でした。大学の図書館には専門的な蔵書が多くありますが、地域の人々にとって知を養うという部分では非常に役に立つ分野があるのだと、聞いていて思いました。

次へ進みます。

基本方針5「持続可能な社会を目指し、学びのセーフティネットを構築します」。施策の柱は2つで、①教育機会の均等保障、②子ども・若者と社会をつなぐ教育の推進、となっています。いかがでしょうか。

小池委員

中学校では義務教育後の進路という大きな分岐点に立ちますが、方針を自分で決定して進める子と、経済的な事情や、社会との接点を持ちづらい子など、中学校卒業後に自立できない子もいます。また、進学先の学校になじめない子もいます。自発的に何か、誰かと交流を持とうと考えている人や、視野を広げようとしている人には、提示されているものに積極的に関りを持つので良いと思いますが、反対に、自ら外部との接点を持つことにとっても困難を抱えている子どもや、その家庭、保護者の方々がいます。子どもと社会をつなぐ教育を推進します、とありますが、推進することはもちろん大切ですが、その推進することの体制づくりが重要であると思います。卒業後の、学校という環境が無くなったと

きに、支えられる環境の構築が大切なのではないかと思います。

岡田委員

教育だけでなく、労働福祉にも関わってくると思いますが、子どもや若者の社会的自立について、昨今話題となっている30代・40代の引きこもりの問題は、社会的自立へ向けての教育が必要だと思います。子どもだけでなく、社会的自立が何らかの原因で困難な人たちを含めて、行政での施策が必要なのだと思います。

森委員

施策の柱の①、教育の均等保障というところで、趣旨に教育費の負担の軽減を図ります、という事は、経済的支援だと思いますが、最近では家庭環境が非常に複雑であり、例えば、子どもが保護者自身の都合で自分の弟や妹の面倒を見ていて、学校に来られない子もいます。また、外国籍の子どものケースでは、家族の受診に付き添うため、学校に来られない、といった事もありました。経済的な支援を続けることも大切ですが、背景は違えど、同じような問題を抱えた家族への手助けや援助も基本方針の中に折り込んでいただければ、より、現代の抱えている問題とニーズに沿ったものになると思いますので、よろしくお願いいたします。

藤井委員長

本日、欠席している志水委員からもこの分野での意見をいただいておりますので、ご紹介いたします。

「障がいがあるなしにかかわらず、また家庭環境がどのような状況にあっても、子どもたちの誰もがいろいろなことに挑戦できる環境づくり」を進めてもらいたいと考えるので、基本方針5として『学びのセーフティネットを構築する』と明示したのは大変意味があると思う。」とのご意見でした。

先ほどの小池委員の意見は、学校を離れたあとの子どもの支援が重要ではないか、その前段階で、教育を推進することよりも教育を整えることが重要だという事でした。

森委員は経済的な背景だけでなく、さまざまな家庭の状況が教育の困難に繋がっているのではないかという内容でした。

これに関連して、私のほうから意見を述べさせていただきます。学びのセーフティネットをもっと広くとらえると良いのではないだろうかと思いました。例えば、経済的な支援や、自立支援など、子どもたちのそれぞれの条件があると思いますが、その条件にさえ当てはまらない子どもたちの支援をきちんと考えられているか、ということも大切だと思います。現在の趣旨だと、教育を推進しますとありますが、小池委員も仰っているように、子どもたちが学びへ向かうための環境づくりや、支援が重要だという事と、行政の条件には当てはまらないが、困難を抱えていて、支援が必要な子どももいるので、そういった状況、環境にいる子

どもたちにも、同様に考えていくべきなのではないかと思います。その際に、多様性を重視することが重要で、背景をよく考え、一元の条件や規則として当てはめるのではなく、なるべく多様性を提示していくと良いと思いました。

伴委員 藤井委員長のご意見と同じようなことを考えていました。教育を受ける対象であったり、環境で学びのセーフティネットを当てはめていくのではなく、経済的なものでもなく、幅を持って解決や支援を地域などにもアプローチできたりするのではないかと思いました。また、現在はオリンピックに関連した事も多いので、藤沢をもっと愛せるように学ぶ機会を大切にしてほしいと思います。また、ボランティアなどについては、今だけでなく、今後も継続していくためにも、経済的なことだけではなく、心の部分にも何か出来ることはないかと考えています。

渡邊委員 伴委員が仰っているように、全体的なことに限らず、現在は不登校や不登校傾向にある子も増えてきており、解決のために学校の先生方も非常に多くの時間を費やしていると思います。大規模校、小規模校によって関わり方は違いますが、専門家のかかわり以外でも学校だけでなく、地域の環境を利用して解決に導けるように行うことが大切だと思いました。

藤井委員長 いろいろなお話を伺っていて、やはり、学びのセーフティネットを広くとらせることは可能ではないかと思えました。現在の趣旨ではスキルを身に付けて教育を推進しますとありますが、教育を提供するという意味にとらえられてしまうかと思いますので、子どもが安心して学びへ向かうことができるように学ぶ環境の整備が重要という事や多様性に基づく教育支援を実現する事を趣旨として含まれていることが分かるようにすると良いのでは、と思いました。

稲川委員 質問です。この基本方針5が施策の柱の中では主たるものとして前面に掲げられるのでしょうか。

藤井委員長 いえ、基本方針は1～5をすべて並行して検討してまいりますので、どの柱が主たるものとの提示はしていきません。

藤井委員長 では、基本方針及び施策の柱の方向性を基本方針ごとに確認し、ご協議いただいたので、最後に5つの基本方針でよろしいか等の全体の確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

渡邊委員 基本方針1～5の全体的な方向性はこれで良いかと思います。1～3は計画を作るにしても重要なテーマであり、4、5は時代が反映された背景があるテーマなので、分け方もこれで良いように思います。

ただ、やはり、多様化・共生は大切なキーワードだと思いますので、内容には提示していただきたいと思います。

藤井委員長
小池委員

ありがとうございました。ほかにはありますか。

前回に提示した8つから5つに絞って分かりやすくなったので良かったと思います。学びのセーフティネットは市長部局も関連してくるものなので、全面的に言葉や意味を変えるのは難しいのではないかと思います。

稲川委員

ボランティア育成について、例えば学校支援ボランティアや教員のオーバーワークの軽減に繋がるようなボランティアも必要になってくると思いますので、ボランティアの人材教育・育成も重要だと思います。生涯学習の中で人材育成の推進も提示していただけたらと思います。

藤井委員長

ボランティアはさまざまな分野で行われているので、育成に力を入れてもらいたいと思います。ボランティアの質にも関わってくることで、人材育成だけではなく、どうやって自己実現をするのかにもつながってくるのだと思います。そのような、広い意味での育成という意見だったと思います。

欠席の志水委員からもこの部分でご意見をいただいているのでご紹介いたします。

「現在の課題と社会情勢を鑑みて、基本方針の数が8つから5つにわかりやすく整理されたと思う。家庭や地域に関わる事業と藤沢市が進めている三者連携事業がまとまった基本方針2や、安全・安心というキーワードでまとめた基本方針3など。」という意見でした。

それでは、たくさんのご意見をいただき、方向性が決まりましたので、この方向で進めたいと思います。

藤井委員長
事務局

次に、「素案について」事務局より説明をお願いします。

資料5の第3期計画の素案にそって、説明をいたします。

目次をご覧ください。第1章から4章までの章で構成しております。

第1章は、策定について、趣旨、計画の位置づけ、対象範囲と対象期間を記載しています。

第2章は、藤沢市の教育の現状と課題といたしまして、「1 教育をめぐる藤沢市の状況」としてp3からp11まで記載。「2 第3期計画策定時における課題と社会情勢を踏まえた第3期計画の方向性」続いて、「3 第3期計画への反映」、「4 第2期計画からの主な変更点」、「5 進行管理」としています。

第3章は、「第3期藤沢市教育振興基本計画 基本構想」となっており

まして、「1 体系図」、「2 基本理念」、「3 3つの目標」、そして本日も協議いただきました、基本方針と施策の柱が続くかたちになります。

第4章は、基本方針ごとの施策の柱の文章となる予定です。

藤井委員長

ありがとうございました。

今の説明に対し、ご質問またはご意見はありませんか。

では、私の方から基本方針3のところでは意見をさせていただきます。確か、教育に関する業務の部分だったかと思いますが、教員が担うべき仕事ということで答申が出されていた部分で、きちんと確認をしていただいて、広く伝わるような形を示していただけますでしょうか。その際、気になったのが、学校・家庭・地域との連携という所で、齟齬がないかどうか。教員が行う業務と連携がどうなっているのかを確認してください。「地域との連携」と、「働き方改革」の観点から見ると、より多忙に繋がっていないか、という視点もありましたので、よろしく願いいたします。

教職員の世代交代に関することや学校教育の観点から、必要とされる資料の提示など、意見はございませんでしょうか。

渡邊委員

教職員の働き方改革について、先日の新聞に教員の労働時間の内訳が国際比較されて載っていました。情報として分かりやすかったので、ぜひ、資料提供として載せていただけるとよいと思います。

藤井委員長

ありがとうございました。事務局のほうで提示をよろしく願いいたします。

それでは、いただいたご意見を反映させ、素案を作成していきたいと思えます。

その他、何か委員の皆様からございますか。

なければ、次第2「その他」に移ります。

次回の会議期日を決めたいと思いますが、

7月8日（月）、午後1時半から、傍聴者の定員は10名、場所は、藤沢市役所本庁舎3-3、3-4会議室にて開催ということで、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、これもちまして本日の会議を終了させていただきます。

お疲れ様でした。